

河川コード仕様書

平成17年4月

国土交通省河川局

目 次

1. コードの名称	1
2. 目 的	1
3. 主として適用する業務	1
4. コード付与の対象	1
5. コード付与の考え方	2
6. コード主務者	2
7. コードの追加付与・廃止及び管理の方法	3
8. コードの構成と付与の方法	3
9. コード仕様書の維持及び管理	17
10. コード仕様書の使用開始年月日	17
11. その他	17

1. コードの名称

データ・コードの名称は、「河川コード」とする。

2. 目的

河川コード（以下「コード」という。）を整備することにより，事務処理の効率化を図り，各種業務間での情報の互換性を向上させることを目的とする。

3. 主として適用する業務

主として適用する業務は，次のとおりとする。

- (1) 河川現況台帳
- (2) 水利台帳
- (3) 河川現況調査
- (4) 水害統計
- (5) 災害統計
- (6) 水質年表
- (7) 流量年表
- (8) 河川毎の事業費

上記業務を含め，河川を特定する場合は，極力この河川コード仕様書によるコードを使用するものとする。

4. コード付与の対象

コード付与の対象は，次のとおりとする。

表4-1 コード付与の対象

水系区分	河川種類	
一級水系	一級河川	直轄区間
		指定区間
	準用河川	
普通河川*(1)		
二級水系	二級河川	
	準用河川	
	普通河川*(1)	
準用水系*(2)	準用河川	
	普通河川*(1)	
普通水系*(3)	普通河川*(1)	

* (1) 普通河川とは，一級河川・二級河川・準用河川以外の河川をいう。

* (2) 準用水系とは，一級水系・二級水系以外の水系で，準用河川を含む水系をいう。

* (3) 普通水系とは，一級水系・二級水系・準用水系以外の水系をいう。

5. コード付与の考え方

- (1) コードは、一級河川、二級河川、準用河川及び普通河川に対して付与する。
ただし、普通河川については、当該河川の管理者が必要と認める場合に付与されるものとし、農業用水路等に付与が必要な場合は普通河川として取り扱われるものとする。
- (2) コードの付与は、河川種類及び河川管理者の数にかかわらず、1河川1コードとする。
- (3) コードの付与は、以下の2つから構成される。
 - ① 本仕様書施行時における河川局河川計画課長及び各地方整備局河川部長（北海道開発局にあつては建設部長、沖縄総合事務局にあつては開発建設部長）による、各地方整備局等の新たなコードの付与（以下「初期付与」という。）
 - ② 初期付与時以降におけるコード主務者による新たなコードの付与（以下「追加付与」という。）
- (4) 一度付与されたコードは変更されることはない。水系区分が変更となる場合、(8)④の場合等には、従前のコードを廃止した上で追加付与することとなる。
- (5) 既に付与されているコードを廃止する場合は、その番号は欠番とする。
- (6) 1の河川に名称または河川管理者が複数存在する場合であっても、物理的に同一河川である場合には同一コードとする（図8-6、7参照。ただし、河川が分派している場合は(8)のとおり。）。
- (7) 同一水系内の河川については、地域番号（8.2.1.a 参照）及び水系番号（8.2.2.a 参照）は同一とする。
- (8) 同一水系であつて河川が分派している場合の取り扱いは、次のとおりとする。
 - ① 派川又は放水路が河川として本川と別途指定がなされている場合は、別のコードを付与する。
 - ② 派川又は放水路に対して、本川と同一の指定がなされている場合は、本川と同一のコードとする。
 - ③ 河川がショートカットされたときで、新川と旧川に対して同一の指定がなされた場合は、同一のコードとする。
 - ④ 河川がショートカットされたときで、旧川が改めて別途河川として指定がなされた場合は、旧川に新たにコードを付与する。
- (9) 河川が2つの水系にまたがる場合には、当該河川の属する水系の河川としてコードを付与する（図8-8参照）。

6. コード主務者

河川局河川計画課長は、コードの付与及び管理に関する事務を総括するものとし、地方整備局河川部長（北海道開発局にあつては建設部長、沖縄総合事務局にあつては開発建設部長）は、コード主務者として、その管轄区域内の河川に関するコードの付与及び管理に関する事務を行うものとする。

ただし、1の河川が複数の地方整備局の管轄区域にまたがる場合は、当該河川の最下流端の存する区域を管轄する地方整備局を当該河川のコード主務者とし、当該最下流端

の存する区域が複数の地方整備局の境に存する場合には、これら地方整備局間の協議によりコード主務者を決定する。

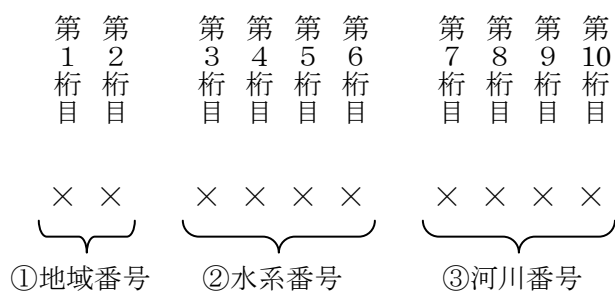
7. コードの追加付与・廃止及び管理の方法

- (1) コード主務者は、コードの追加付与・廃止及び管理を行う。
- (2) 河川管理者（国土交通大臣においては、当該河川の管理事務を担当する河川担当事務所長）は、コードの追加付与・廃止または属性情報（8.2.5 参照）の変更の必要性が生じた際には、別紙に示す「コード登録・変更願い」に必要事項を記入し、コード主務者に提出するものとする。
- (3) コード主務者は、提出された「コード登録・変更願い」に従い、別紙に示す「コード付与・更新調書」を作成し、コードの追加付与・廃止または属性情報の変更を行う。
- (4) コード主務者は、毎年 12 月末日までに「コード付与・更新調書」及び「コード登録・変更願い」をもって、コードの登録・変更結果を河川局河川計画課長へ報告するものとする。
- (5) 河川局河川計画課長は、各コード主務者から報告されたコード登録・変更結果に従い、毎年 3 月末日までに別紙に示す「様式 1～8」で構成される「河川コード台帳」を作成し、各コード主務者へ配布するものとする。
- (6) コード主務者は「河川コード台帳」を管理する。

8. コードの構成と付与の方法

8.1 コードの構成

コードの構成は、次のとおりとする。



8.2 コードの付与の方法

コードの付与の方法は、次のとおりとする。

なお、コードの初期付与は、河川局河川計画課長及びコード主務者が行うものとする。

A 初期付与時

8.2.1.a 地域番号

第 1 桁目及び第 2 桁目の 2 桁により表す地域番号は、河川の概略の地理的位置を表すとともに、一級水系とそれ以外の水系を区分するために用いるもので、次のとおりとする。

- (1) 一級水系については、表 8-1 のとおりとする。

表 8 - 1 一級水系の地域番号（地方整備局等の番号）

主 管 区 分	番 号
北海道開発局が主管する水系の場合	81
東北地方整備局 "	82
関東地方整備局 "	83
北陸地方整備局 "	84
中部地方整備局 "	85
近畿地方整備局 "	86
中国地方整備局 "	87
四国地方整備局 "	88
九州地方整備局 "	89

(2) 一級水系以外の水系については、当該水系の本川の河口がある都道府県の番号を用いることとし、表 8 - 2 のとおりとする。

ただし、当該水系の本川の河口が都府県境に位置する場合は、当該水系の流域面積の大きい部分を有する都府県の番号とする。

表 8 - 2 一級水系以外の水系の地域番号（都道府県の番号）

都道府県	番 号	都道府県	番 号	都道府県	番 号	都道府県	番 号
北海道	01	東京都	13	滋賀県	25	香川県	37
青森県	02	神奈川県	14	京都府	26	愛媛県	38
岩手県	03	新潟県	15	大阪府	27	高知県	39
宮城県	04	富山県	16	兵庫県	28	福岡県	40
秋田県	05	石川県	17	奈良県	29	佐賀県	41
山形県	06	福井県	18	和歌山県	30	長崎県	42
福島県	07	山梨県	19	鳥取県	31	熊本県	43
茨城県	08	長野県	20	島根県	32	大分県	44
栃木県	09	岐阜県	21	岡山県	33	宮崎県	45
群馬県	10	静岡県	22	広島県	34	鹿児島県	46
埼玉県	11	愛知県	23	山口県	35	沖縄県	47
千葉県	12	三重県	24	徳島県	36		

(3) 一級水系以外の水系で、当該水系の本川の河口の位置が他の都府県に移動した場合又は本川の河口が都府県境に位置し、都府県別の流域面積の大小が変わった場合にあっても、当該水系全体にわたる地域番号の変更は行わない。

8.2.2.a 水系番号

第3，第4，第5及び第6桁目の4桁により表す水系番号は，1水系につき1つの番号を付与する。これにより，地域番号と併せて使用することで，水系の特定が可能となる。

- (1) 一級水系については，表8-3の番号の範囲で，連番により付与する。なお，現在の一級水系に対する水系番号は，表8-4のとおりとする。

新たに一級水系を追加する場合は，各地方整備局及び北海道開発局（以下「地方整備局等」という。）に既に付与されている水系番号の最終番号の次の番号を付与する。なお，本仕様書施行時における一級水系に対する水系番号は，表8-3のとおりとする。

表8-3 一級水系の水系番号の範囲

主 管 区 分	番 号
北海道開発局が主管する水系の場合	0101～0199
東北地方整備局	0201～0299
関東地方整備局	0301～0399
北陸地方整備局	0401～0499
中部地方整備局	0501～0599
近畿地方整備局	0601～0699
中国地方整備局	0701～0799
四国地方整備局	0801～0899
九州地方整備局	0901～0999

- (2) 二級水系，準用水系についてはそれぞれ，本川河口部の位置をもとに，各都道府県の海岸線に対し^{注)}，右回りに連番により付与する。なお，その範囲は，地域番号毎に0001から9999とする。

新たに二級水系，準用水系を追加する場合は，既に付与されている番号の最終番号の次の番号を付与する。

- (3) ある地域内の水系に付与されていた水系番号が廃止された場合，当該地域内においては，当該水系番号は欠番とする。
- (4) 島部及び湖沼の場合は，起点を独自に定めて付与する。
- (5) 既に水系番号が付与されている水系に新たに河川を追加する場合は，当該水系番号を使用する。

注)：北海道，兵庫県，福岡県，佐賀県，沖縄県は，起点を独自に定めて番号を付与する。

表 8 - 4 一級水系番号一覧表 (1)

地方整備局等名	水系番号	水系名	読み仮名
北海道開発局	0101	天塩川	テシカガリ
	0102	留萌川	ルモイカガリ
	0103	石狩川	イシカリカガリ
	0104	尻別川	シリベツカガリ
	0105	後志利別川	シリベシシベツカガリ
	0106	鶴川	ムカリ
	0107	沙流川	サルカガリ
	0108	十勝川	トカチカガリ
	0109	釧路川	クシロカガリ
	0110	網走川	アハシリカガリ
	0111	常呂川	トコロカガリ
	0112	湧別川	ユウベツカガリ
	0113	渚滑川	ショコツカガリ
東北地方整備局	0201	阿武隈川	アブクマカガリ
	0202	名取川	ナトリカガリ
	0203	鳴瀬川	ナルセカガリ
	0204	北上川	キタカミカガリ
	0205	馬淵川	マヘチカガリ
	0206	高瀬川	タカセカガリ
	0207	岩木川	イワキカガリ
	0208	米代川	ヨネシロカガリ
	0209	雄物川	オモノカガリ
	0210	子吉川	コヨシカガリ
	0211	最上川	モカミカガリ
	0212	赤川	アカカガリ
関東地方整備局	0301	久慈川	クジカガリ
	0302	那珂川	ナカカガリ
	0303	利根川	トネカガリ
	0304	荒川	アラカガリ
	0305	多摩川	タマカガリ
	0306	鶴見川	ツルミカガリ
	0307	相模川	サガミカガリ
	0308	富士川	フジカガリ

表 8 - 4 一級水系番号一覧表 (2)

地方整備局等名	水系番号	水系名	読み仮名
北陸地方整備局	0401	荒川	アラカワ
	0402	阿賀野川	アガノガワ
	0403	信濃川	シナガワ
	0404	関川	セキガワ
	0405	姫川	ヒメガワ
	0406	黒部川	クロベガワ
	0407	常願寺川	ジョウガンジガワ
	0408	神通川	シントウガワ
	0409	庄川	ショウガワ
	0410	小矢部川	オヤベガワ
	0411	手取川	テトリガワ
	0412	梯川	カケハシガワ
中部地方整備局	0501	狩野川	カノガワ
	0502	安倍川	アベガワ
	0503	大井川	オオイガワ
	0504	菊川	キクガワ
	0505	天竜川	テンリュウガワ
	0506	豊川	トヨガワ
	0507	矢作川	ヤハキガワ
	0508	庄内川	ショウナイガワ
	0509	木曽川	キソガワ
	0510	鈴鹿川	スズカガワ
	0511	雲出川	クモズガワ
	0512	櫛田川	クシダガワ
	0513	宮川	ミヤガワ
近畿地方整備局	0601	新宮川	シンクウガワ
	0602	紀の川	キノカワ
	0603	大和川	ヤマトガワ
	0604	淀川	ヨドガワ
	0605	加古川	カコガワ
	0606	揖保川	イボガワ
	0607	九頭竜川	クスリュウガワ
	0608	北川	キタガワ
	0609	由良川	ユラガワ
	0610	円山川	マルヤマガワ

表 8 - 4 一級水系番号一覧表 (3)

地方整備局等名	水系番号	水系名	読み仮名
中国地方整備局	0701	千代川	センダヱガリ
	0702	天神川	テンジンガリ
	0703	日野川	ヒノガリ
	0704	斐伊川	ヒイガリ
	0705	江の川	コウノガリ
	0706	高津川	タカツガリ
	0707	佐波川	サハガリ
	0708	小瀬川	オセガリ
	0709	太田川	オオタガリ
	0710	芦田川	アシダガリ
	0711	高梁川	タカハシガリ
	0712	旭川	アサヒガリ
	0713	吉井川	ヨシイガリ
四国地方整備局	0801	重信川	シゲノブガリ
	0802	肱川	ヒジガリ
	0803	渡川	ワタリガリ
	0804	仁淀川	ニヨトガリ
	0805	物部川	モノベガリ
	0806	那賀川	ナカガリ
	0807	吉野川	ヨシノガリ
	0808	土器川	トキガリ

表 8 - 4 一級水系番号一覧表 (4)

地方整備局等名	水系番号	水系名	読み仮名
九州地方整備局	0901	遠賀川	オンガガリ
	0902	松浦川	マツウラガリ
	0903	本明川	ホンミョウガリ
	0904	六角川	ロツカガリ
	0905	嘉瀬川	カセガリ
	0906	筑後川	チクゴガリ
	0907	矢部川	ヤベガリ
	0908	菊池川	キクチガリ
	0909	白川	シラカリ
	0910	緑川	ミドリカリ
	0911	球磨川	クマガリ
	0912	川内川	センダイガリ
	0913	肝属川	キモツキガリ
	0914	大淀川	オオヨドガリ
	0915	小丸川	オマルガリ
	0916	五ヶ瀬川	コカセガリ
	0917	番匠川	ハンジョウカリ
	0918	大野川	オオノガリ
	0919	大分川	オオイタガリ
	0920	山国川	ヤマクニガリ

8.2.3.a 河川番号

第7, 第8, 第9及び第10 桁目の4桁により表す河川番号は, 同一水系内において河川を特定するための番号であり, 1の河川につき1の番号を付与する。

- (1) 河川番号は, 水系番号毎に 0001 から 9999 までの範囲で, 連番により付与する。
- (2) 水系を表す場合は, 河川番号は 0000 とする。
- (3) 同一水系内においては, 河口から上流に向かい流出入する順に連番により付与する。このとき, 任意の一次支派川内の二次以降支派川の番号をすべて連番で付与した後, 直上流の一次支派川を連番で付与する。

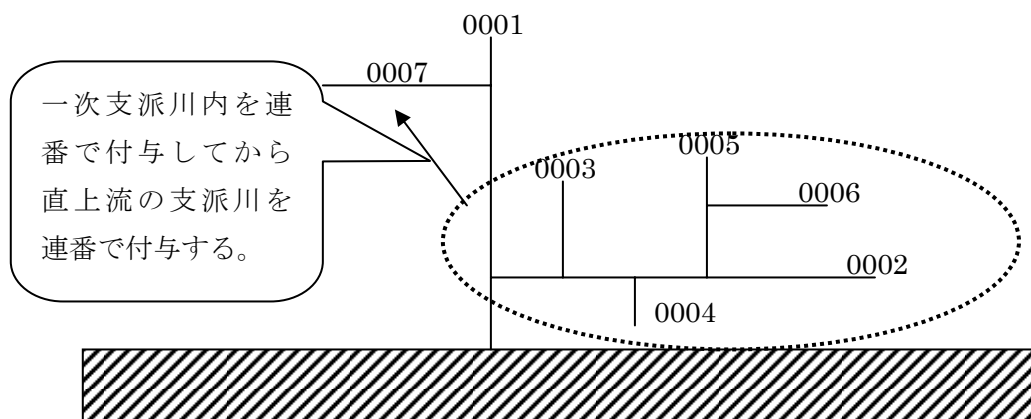


図 8 - 1 (3)の説明図

- (4) 支川に分合流する河川は, 最下流端に分合流する河川から上流に向かって連番で付与する。

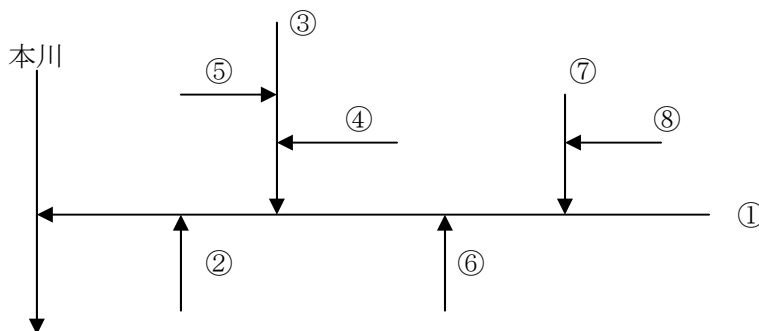


図 8 - 2 (4)の説明図

- (5) 派川に分合流する河川は, 分派点から下流に向かって連番で付与する。

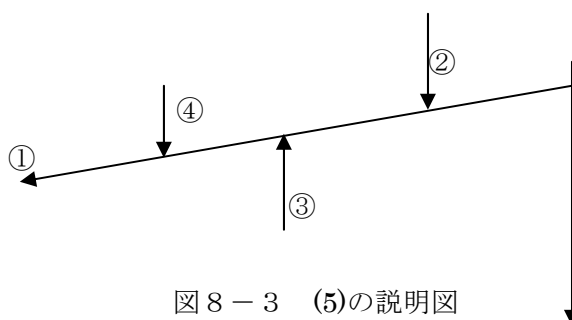


図 8 - 3 (5)の説明図

- (6) 湖沼部に流入出する河川は、原則として湖沼部の流下先河川を起点とし、右回りに連番で付与する。ただし、湖沼部において流下先河川がない場合は、独自に起点を定めて右回りに連番で付与する。

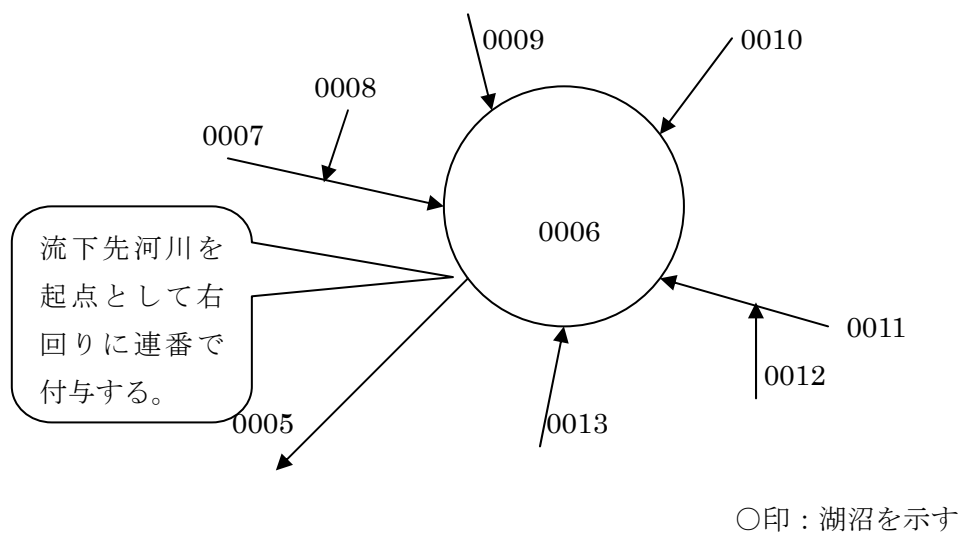


図 8 - 4 (6)の説明図 (その 1)

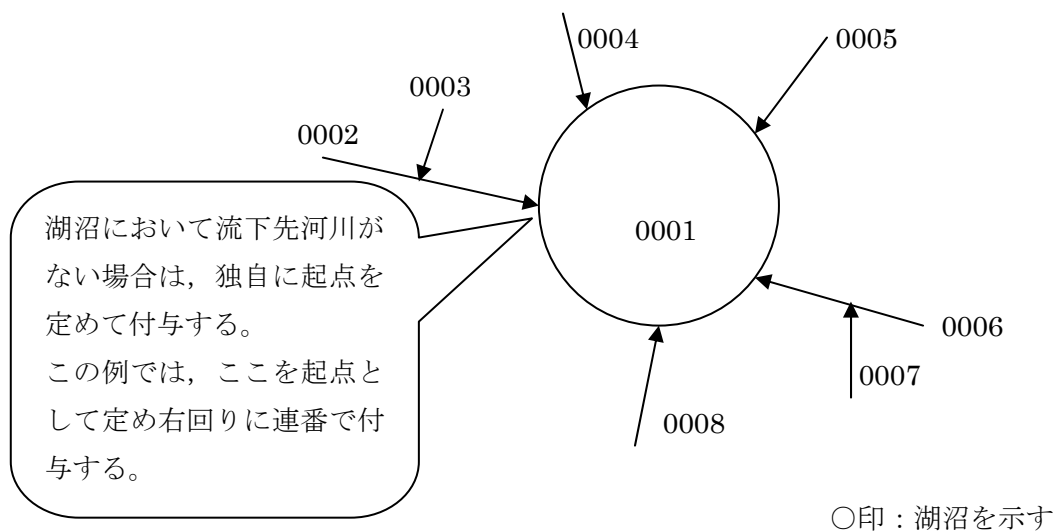


図 8 - 5 (6)の説明図 (その 2)

- (7) 1の河川に名称または河川管理者が複数存在する場合であっても、物理的に同一河川である場合は、同一コードを付与する。

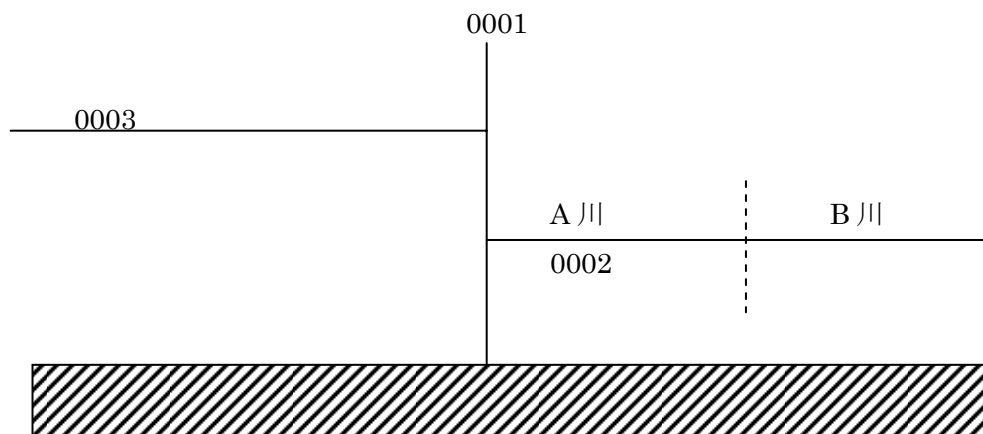


図8-6 (7)の説明図(その1)

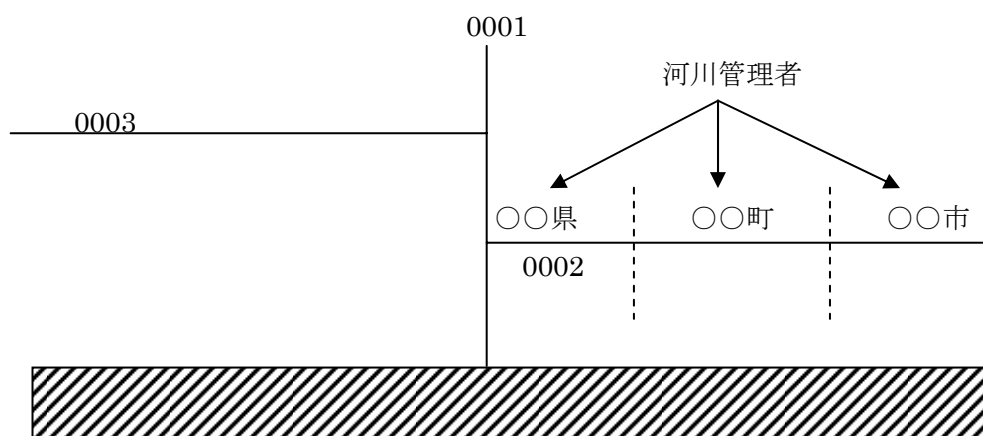
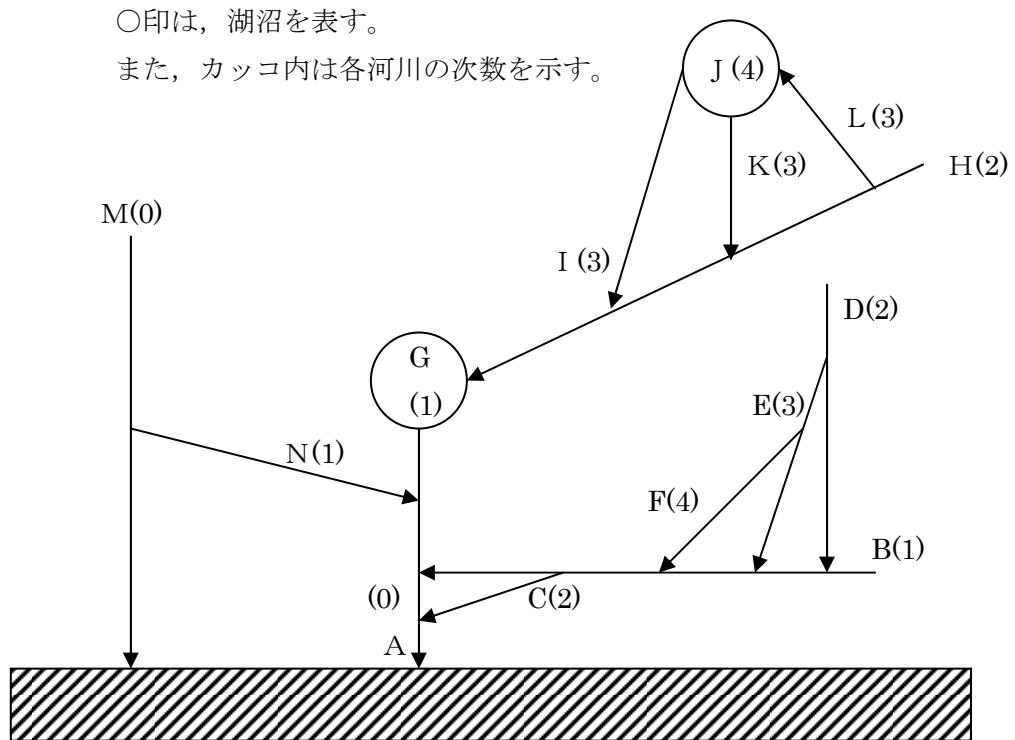


図8-7 (7)の説明図(その2)

ここで、一次支川、一次派川等の定義は、次のとおりとする（図8-8参照）。

- (a) 一次派川
河川の上流端が、本川から分派している河川。
- (b) 二次以降派川
河川の上流端が、本川以外の河川から分派している河川。
- (c) 一次支川
河川の下流端が本川に合流している河川。
- (d) 二次以降支川
河川の下流端が本川以外の河川に合流している河川。

なお、湖沼が指定の対象になっている場合は、これを1つの支川として扱う。



本	川	: A, M			
一	次	派	川 : N		
二	次	以	降	派	川 : C, E, F, L
一	次	支	川 : B, G		
二	次	以	降	支	川 : D, H, I, J, K

ここに、G, Jは、それぞれ別途指定された湖沼を示す。
このとき、河川NはM水系に属するためMの一次派川となるが、A水系に属するならばAの一次支川となる。

図8-8 派川及び支川の説明図

B 追加付与時

8.2.1.b 地域番号

「8.2.1.a」と同様とする。

8.2.2.b 水系番号

- (1) 新たに一級水系を追加する場合は、各地方整備局等毎に、既に一級水系に付与されている水系番号の最終番号の次の番号を付与する。
- (2) 新たに一級水系以外の水系を追加する場合は、各都道府県毎に、既に一級水系以外の水系に付与されている水系番号の最終番号の次の番号を付与する。
- (3) ある地方整備局等内または都道府県内の水系に付与されていた水系番号が廃止された場合、当該地方整備局等内または都道府県内においては、当該水系番号は欠番とする。
- (4) 既に水系番号が付与されている水系に新たに河川を追加する場合は、当該水系番号を使用する。

8.2.3.b 河川番号

- (1) 新たに河川を追加する場合は、当該水系に既に付与されている河川番号の最終番号の次の番号を付与する。

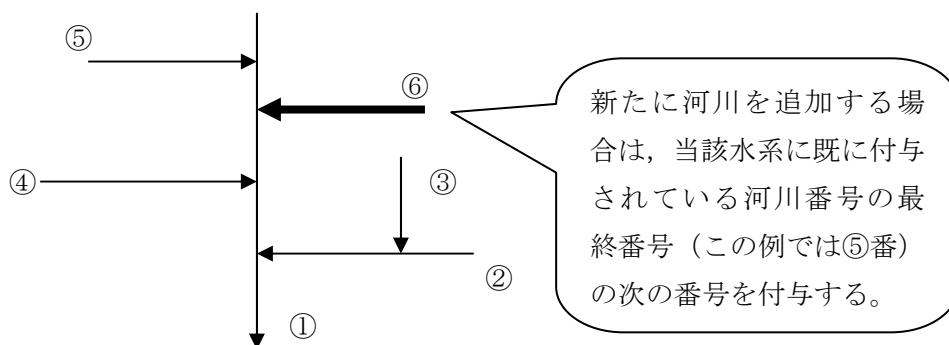


図 8 - 9 (1)の説明図

- (2) ある水系内の河川に付与されていた河川番号が廃止された場合、当該水系内においては、当該河川番号は欠番とする。

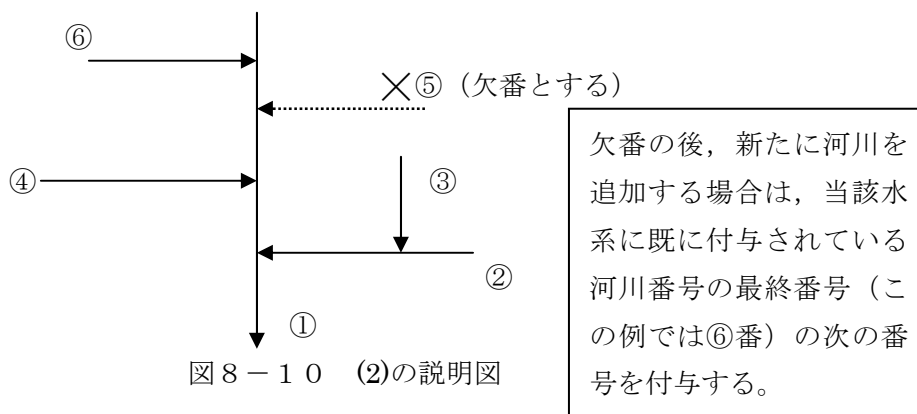


図 8 - 10 (2)の説明図

8.2.4 コードの付与の例

コードの付与の例を図8-1-1及び図8-1-2に示す。

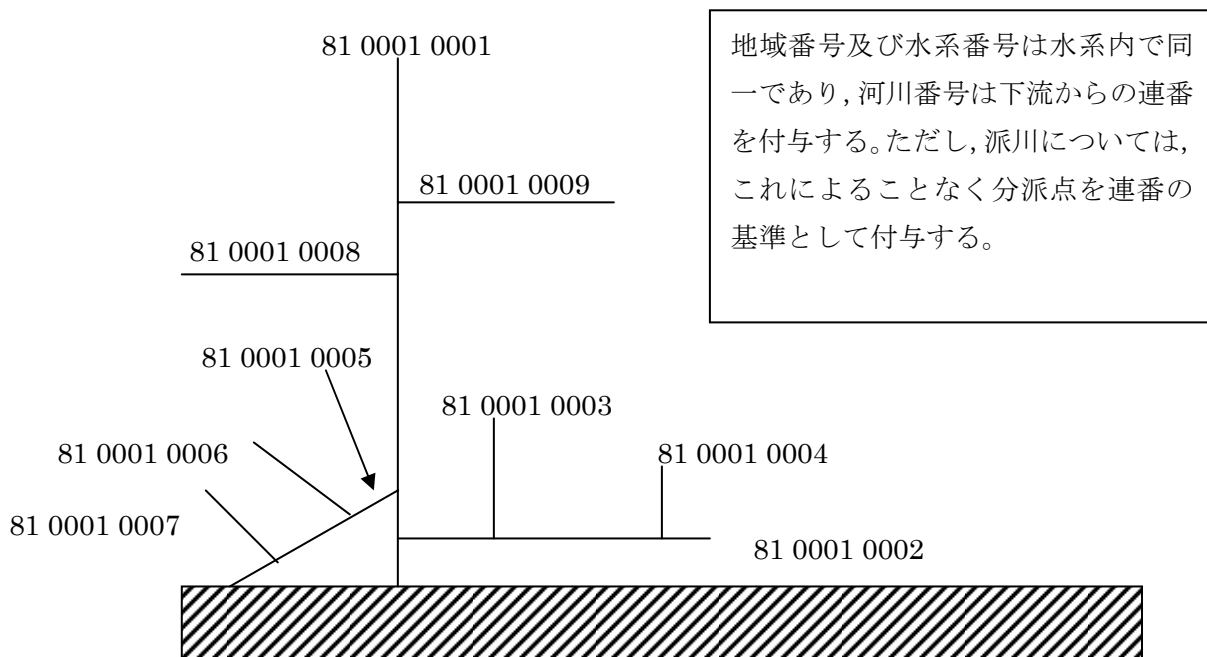


図8-1-1 コード付与の例（初期付与時）

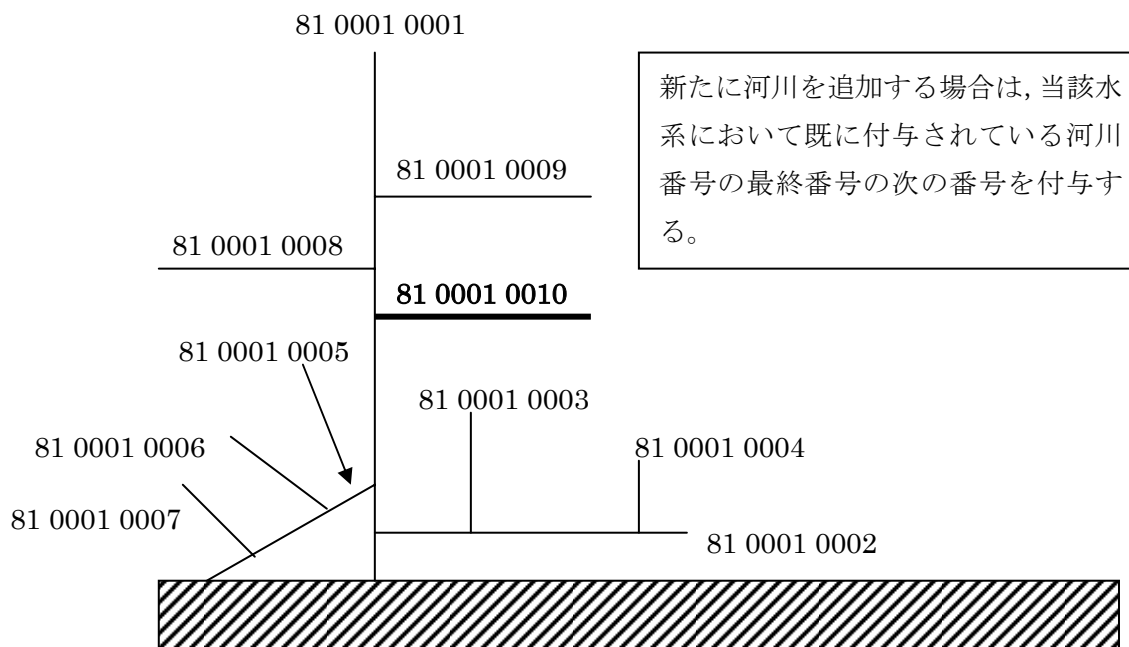


図8-1-2 コード付与の例（追加付与時）

8.2.5 コードの属性情報

コードの属性情報として、コード管理に必要な以下の情報を整備する。

表 8-5 コードの属性情報一覧

項目		内 容
分類	項目名	
河川情報	水系名 ^{*(1)}	水系名 (全角文字)
	河川名 ^{*(1)*(2)}	河川名 (全角文字)
	河川名フリガナ ^{*(2)}	河川名のフリガナ (全角カタカナ)
	河川名適用範囲 ^{*(2)}	河川名が複数存在する場合、各河川名に対応する区間 (全角文字)
	河川種類 ^{*(3)}	一級水系一級河川指定区間外区間 (9) 一級水系一級河川指定区間 (8) 一級水系準用河川 (7) 一級水系普通河川 (6) 二級水系二級河川 (5) 二級水系準用河川 (4) 二級水系普通河川 (3) 準用水系準用河川 (2) 準用水系普通河川 (1) 普通水系普通河川 (0) (1桁 (0~9), 半角数字)
	次数	本川を0とした河川次数 (1桁, 半角数字)
	河川管理者	当該河川を管理する河川管理者名 ^{*(4)} (5桁, 半角数字)
	流入先河川番号	当該河川が流入する先の河川の河川番号 (河川コード下4桁, 半角数字)
	直前の河川番号	台帳印刷において当該河川の直前に配置される河川の河川番号 (河川コード下4桁, 半角数字)
	所在都道府県 ^{*(5)}	当該河川が存在する都道府県 (2桁, 半角数字)
	付与年 ^{*(6)}	コード主務者が、当該河川へ新規に河川コードを付与した年 (西暦年) (4桁, 半角数字)
	付与月 ^{*(6)}	コード主務者が、当該河川へ新規に河川コードを付与した月 (2桁, 半角数字)
	付与を行ったコード主務者	新規付与を行ったコード主務者名 ^{*(7)} (2桁, 半角数字)
更新情報 ^{*(8)}	更新年	コード主務者が、当該河川のコード廃止又は河川情報の変更した年 (西暦年) (4桁, 半角数字)
	更新月	コード主務者が、当該河川のコード廃止又は河川情報の変更した月 (2桁, 半角数字)
	更新を行ったコード主務者	更新を行ったコード主務者名 ^{*(7)} (2桁, 半角数字)
	更新内容	コードが廃止又は河川情報が変更された内容 (全角文字)

* (1) : 水系名又は河川名が旧字体の場合は、ひらがな (全角) を登録する。

* (2) : 河川名が複数存在する河川は、河川名、河川名フリガナ及び河川名適用範囲を

河川名の数だけ（最大5つまで）登録する。

* (3) : 河川種類が複数存在する河川は、河川種類を複数（最大5つまで）登録する登録する。また、河川種類はコードによる管理を行う。

* (4) : 河川管理者名は、次のとおりコードによる管理を行う。

- ① 河川管理者が国土交通大臣の場合、第1桁目及び第2桁目に当該河川を主管する地方整備局等の番号（表8-1参照）を使用し、第3桁目から第5桁目は0を使用する。
- ② 河川管理者が都道府県知事の場合、第1桁目及び第2桁目に都道府県番号（表8-2参照）を使用し、第3桁目から第5桁目は0を使用する。
- ③ 河川管理者が市町村長の場合、市町村コード（5桁）を使用する。
- ④ 普通河川は、登録しない。

ここで、河川管理者が1河川に対して複数存在する場合は、河川管理者の数だけ登録する。

* (5) : 当該河川が地理的に存在する都道府県を最大5つまで登録する。

* (6) : 初期付与されたコードの付与年月は2004年03月と登録している。

* (7) : コード主務者名は、地方整備局等の番号（表8-1参照）によるものとする。

* (8) : 更新情報は、コードが廃止又は河川情報が変更された数だけ登録する。

8.2.6 琵琶湖及びその関連河川に対する河川次数の特例

琵琶湖の河川次数は0次として取り扱い、琵琶湖に直接流入する支川は一次支川、一次支川に流入する河川又は一次支川から流出する河川は、二次以降支派川として取り扱うものとする。

9. コード仕様書の維持及び管理

本仕様書の維持及び管理は、河川局河川計画課長が行うものとする。

10. コード仕様書の使用開始年月日

本仕様書は、平成17年4月1日から使用するものとする。

11. その他

本仕様書の運用に疑義が生じた場合には、河川局河川計画課長に協議するものとする。